

令和 7 年度介護事業所キャリアパス構築支援に係る業務委託受託者募集要項

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和 7 年度介護事業所キャリアパス構築支援に係る業務委託

(2) 委託業務の目的

介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）について、加算未取得事業所の新規加算取得や加算既取得事業所のより上位区分の取得の促進を引き続き強力に進めるため、処遇改善加算の制度の趣旨・内容を説明し、取得方法、要件、具体的な申請手続や好事例等を示しながら、専門的な相談員（社会保険労務士など）による研修等や、オンライン個別相談窓口の設置等により、介護サービス事業所等に対する個別の助言・指導等の支援を行う。

また、介護職員が将来の展望を持って働くことができるよう、介護事業所におけるキャリアパス構築を支援することで、介護職員の処遇改善の促進を図り、介護職員の確保につなげる。

(3) 委託業務の内容

別添「介護事業所キャリアパス構築支援に係る委託仕様書」のとおり

(4) 委託業務の期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 委託料

(1) 委託料の上限

3,219 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 委託料の対象経費

ア 報償費（講師及び専門家派遣に要する謝金）

イ 旅費

ウ 需用費（消耗品費、印刷製本費等）

エ 役務費（通信運搬費等）

オ 使用料及び賃借料（会場借上料）

カ その他（受託法人における人件費等）

※積算に当たって、不明な点は県へ問い合わせること。

3 委託先の要件

委託先は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 県内に事業所を有する法人であること。

(2) 当該委託事業を的確に遂行するための必要な経営基盤及び人員体制を有していること。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定に該当する者（別表 1 参照）でないこと。

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者若

くは再生手続き開始の申立てがされている者または、会社再生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがされている者でないこと。

(5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者でないこと。

(6) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定に該当する者（別表 2 参照）でないこと。

(7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

4 募集方法

(1) 提出書類

ア 事業計画申込書（第 1 号様式）

イ 事業計画書（第 2 号様式）

ウ 事業費積算書（第 3 号様式）

エ 実施する研修の内容、実施時期がわかる資料

オ 誓約書及び役員名簿（第 4 号様式）

（「3 委託先の要件」(6)のイについて、鹿児島県警察本部に照会するために使用。）

カ 決算書（直近 2 期分の貸借対照表、損益計算書、収支計算書など）

(2) 提出方法

郵送又は持参

(3) 提出期限

令和 7 年 6 月 25 日（金）午後 5 時（必着）

(4) 提出・問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1

鹿児島県高齢者生き生き推進課介護保険室事業者指導係

TEL 099-286-2687（直通）

FAX 099-286-5554

5 委託先の事業者の決定

(1) 審査・決定の方法

県は、提出書類の内容を審査し、予算の範囲内で、委託先の事業者を決定するものとする。事業計画に関するプレゼンテーションは実施しないものとし、審査に際し内容等の確認を要する場合は、問合せを行う。

なお、審査結果についての異議申立ては、一切受け付けない。

(2) 契約の締結

県は、委託先と決定した事業所と協議の上、業務委託契約を締結する。

6 留意事項

(1) 本募集に応募するための一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 委託費に残額が生じた場合は、返還するものとする。

(別表 1)

- 1 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- 2 鹿児島県との契約等において次の(1)から(7)までのいずれかに該当すると認められたことにより 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととされた者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - (7) (1)から(7)により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した。

(別表 2)

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- 2 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる法人等
 - (1) 法人にあつては非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
 - (2) 法人格を有しない団体にあつては代表者、理事その他(1)に掲げる者と同等の責任を有する者
 - (3) 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
- 3 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等
- 4 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- 6 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- 7 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等